【様式１－１】（新規申請用）

　　発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

宮城県木材協同組合 理事長　殿

（申請者）

事業者の住所：〒

事業者の名称：

代表者職氏名：

電　　　話：

Ｆ Ａ Ｘ：

担当者ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

事業所（土場・倉庫等、事業者の住所と異なる場合）

事業所名：

住　　　所：〒

電　　話：

ＦＡＸ：

　貴組合の認定を得て，発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので，「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　創業年　　　　，従業員数

２　取り扱う木材・木材製品の主要品目，年間取扱量：（別添のとおり）

３　事業所の敷地，建物及び施設（土場，倉庫等）の配置状況：

（別添のとおり土場、倉庫等が無い場合不要）

４　分別管理及び書類管理の方針：（別添のとおり）

５　業種に○印を付けてください。

|  |
| --- |
| 業種分類：１素材生産　２原木流通　３製材　４木材加工（チップ，集成材，合板  　　　　　　その他木質ボード）５木材流通（製材品・木材加工品の流通）６木材  　　　　　　製品（文具，家具等）７紙，紙製品　８その他　９木材全般（１～５  　　　　　　の業種） |

　６　その他：（ＩＳＯ，ＪＡＳ等の資格があれば記入してください。） (別添のとおり)

【様式１－２】（新規申請用）

取り扱う木材・木材製品の主要品目，年間取扱数量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所の住所：

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取扱主要品目 | | | 年間取扱数量 （m3)  期間 年 月～　 年 　月 | | 備　　考 |
| 入荷量 | 出荷量 |
| 発電用  バイオマス | 間伐材等  由　　来 | 素材等 |  |  |  |
| チップ |  |  |  |
| 一般木質 | 素材等 |  |  |  |
| チップ |  |  |  |
| その他  (建設資材等) | 素材等 |  |  |  |
| チップ |  |  |  |

※１　取扱量はすべてm3換算して記載する。

※２　年間取扱数量は、直近１年の実績、または計画(見込)量を記載する。

ＩＳＯ，ＪＡＳの認証

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ＪＡＳ認証 | 認証年月日  　認証区分  　認証種類  　認証品目 |  |
| ＩＳＯ登録 | 登録年月日  　登録番号  　登録種類 |  |

【様式１－３】（新規申請用）

事業所の敷地，建物及び施設（土場，倉庫など）の配置

及び発電用木質バイオマスの分別管理状況

　　　　　　　　　　　　　　　 　事業者の名称：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 事業所の住所：

|  |
| --- |
| 事業所の敷地，建物及び施設の配置状況を記載するとともに，分別管理する  　発電用木質バイオマスの位置を図示する。（縮尺は任意）  ■発電用木質バイオマスの調達区分（間伐材等由来、一般木質、その他）の仕分けを説明してください。 |

【様式１－４】（新規申請用）

分別管理及び書類管理方針書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　 月　 日作成

　本方針書は，宮城県木材協同組合が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成２４年１２月１３日）」を受け，発電利用に供する木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理を次の方針に基づいて実施する。

１　適用範囲

　　本方針書は，当社が扱う原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いについて適用する。

２　分別管理責任者

（１）分別管理を適切に行うため，　　　　　　　　 　を分別管理責任者として定める。

（２）分別管理責任者は，証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検を，責任を持

って行うものとする。

３　分別管理の実施

1. 原木の入手に当たっては，納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般

木質バイオマスであるか否かを確認する。

1. 原木の保管に当たっては，間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス

とそれ以外の木材が混在しないように，それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

1. チップ加工等に当たっては，間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマ

スとそれ以外の木材が混在しないように加工する。

1. チップ等の出荷に当たっては，間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオ

マスであることを確認のうえ，納品書に記載し証明する。

1. チップ等の保管に当たっては，間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオ

マスを原料として製造したチップ等と，それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように，それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

４　書類管理

1. 分別管理責任者は，間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそ

れ以外の木材に係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。

1. 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。

（３）証明書及び納品書，管理簿等の関係書類は，５年間整理保管する。